

ハガキやメールによる架空請求にご注意ください！

「消費者生活センターを名乗る機関から『消費者確認通知』と記載されたハガキが届いた」「『訴訟最終告知』という内容のハガキが届いた」という相談が、全国の消費者センター等に寄せられています。

これらは、「有料サイト」の利用料の支払いを求めるものや、「契約不履行による裁判所への提訴」と称して連絡を求めるものです。

【請求ハガキや電子メール等に使われる脅し文句】

「自宅へ出向く」「勤務先を調査」「強制執行」「信用情報機関に登録」

「執行官の立会いの下、給与・動産・不動産の差し押さえ」

「ハガキ等に書かれている電話番号に連絡をしないと、訴訟や差し押さえ等を執行する」 など

こうしたハガキやメールによる架空請求は全て詐欺です。連絡してしまい、お金をだまし取られたケースもあります。

絶対に連絡しないようにして、無視するようにしましょう。

不安を感じたり、架空請求か判断がつかない場合は、すぐに大阪市消費者センターへご相談ください。

【参考】国民生活センターホームページ(2019年6月14日公表分)

[「消費者生活センター」](#) [「消費者相談事務局」](#) からのハガキも無視してください！ - 令和になっても架空請求のハガキが送られています -



困ったなあ...
どうしよう...
...

一人で悩まず、
まずは相談しよう！



◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話
06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!）」でも繋がります



消費生活
相談窓口

大阪市内にお住まいの方に限ります。
毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



地域講座
のご案内

●地域講座のご案内

06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。



メインキャラクター
エルちゃん